

資料編

第 8-1 節 計画策定の趣旨

1 総合計画の趣旨

総合計画は、本市のまちづくりを進めるための最も大切な計画です。

この計画は、本市がめざす将来都市像実現への道標となるものです。

本市が行う政策、施策、そして事務事業は、この計画に基づいて行われます。

この計画では、市制の施行をステップとして、新たな市民ニーズを踏まえた、長期的な展望を示します。

また、この計画によって、市民はもとより、国や県、他の自治体に対して、本市のまちづくりの強い意思を示します。

これまでの総合計画

	計画名称	計画期間	将来都市像
第1次総合計画	野々市町の総合計画	昭和45年～昭和55年	明るく豊かな田園都市学園都市
第2次総合計画	野々市町長期計画	昭和56年～平成2年	自然と創意の調和による快適な生活環境を創造する人間中心都市
第3次総合計画	野々市町新総合計画 愛と和のシンフォニー	平成3年～平成12年	出会いを大切に ゆとりと生きがいを実感できるまち
第4次総合計画	総合計画21 共有と連携のまちづくり	平成13年度～平成23年度	にぎわいとやすらぎに満ちた 快適・文化都市

2 計画の構成と目標年次

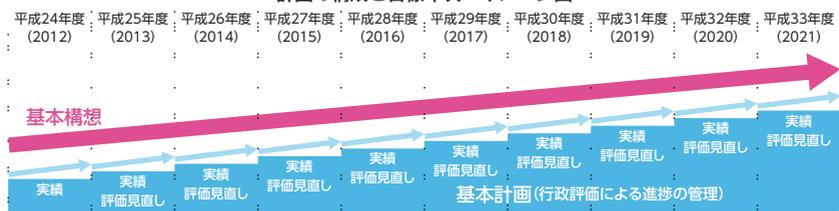
この計画は、平成24年度(2012年度)から平成33年度(2021年度)の10年間のまちづくりの方向性を示す“基本構想”と具体的な施策や主な事務事業を示した“基本計画”から構成されます。

計画の構成

基本構想：これからの10年間を展望し、めざすべき将来都市像を示すとともに、これを達成するための基本方針を明らかに総合的、計画的なまちづくりの指針です。

基本計画：基本構想を受けて、まちづくりの将来都市像を達成するための基本的な施策の体系を示すものです。基本計画は、毎年実施する行政評価により施策の進捗状況の把握と管理を行うものとし、施策の進捗状況や評価結果により、見直しを図ります。また、この計画の根幹をなす重要な施策は、重点プロジェクトとして位置づけ、積極的に取り組めます。

計画の構成と目標年次 イメージ図



3 総合計画21の達成状況と今後の展開

本市では、前計画である総合計画21を指針として“共有と連携のまちづくり”を理念とする、開かれたまちづくりを進めてきました。

多様な行政ニーズに対応する新たな庁舎の建設、いきがいセンターの開所、保育園の公設民営化、小中学校の耐震化、学校給食センターやPFI制度*を活用した野々市小学校の建設、ケーブルテレビ網による情報通信基盤の整備、エコステーションの開設、子ども医療費の助成を中学生まで拡大するなど子育て施策の充実、土地区画整理事業の推進、コミュニティバス“のっティ”の運行、産学官連携による野々市ブランド商品として純米吟醸酒“ichi椿”の完成、御経塚遺跡出土品のうち4,219点が国重要文化財に指定されるなど、いくつもの成果を達成することができました。

また、個人情報保護意識の浸透や、情報公開、パブリックコメント制度の制定、各種審議会委員の公募制、女性委員の参画などについても充実を図りました。

何よりも、念願であり、最重点政策であった市制施行についても、平成23(2011)年11月11日に石川県下11番目の市として達成することができました。

平成21年1月に行った意識調査の結果では、「今の場所に住み続けたい」という市民が総合計画21策定時の72.2%から5.6ポイント増加の77.8%となり、これら施策の達成によって、市民が本市に住み続けたいと思うまちづくりが進められたことをうかがうことができます。

総合計画21に定められていたまちづくりの理念、基本方向、そしてそれらによって得られた成果をこの計画に受け継ぎ、さらに充実させます。

4 計画の進行管理と行政評価

この計画に定める将来都市像を実現するためには、財源を効率的に運用し、また、人材を適正に配置することにより、効果的で効率的な財源運用と人材育成を図っていかねばなりません。また、目標の達成度や市民満足度などをもとに、成果重視の視点で政策を展開することが必要となります。

この計画は、政策－施策－事務事業の3階層により構成されています。

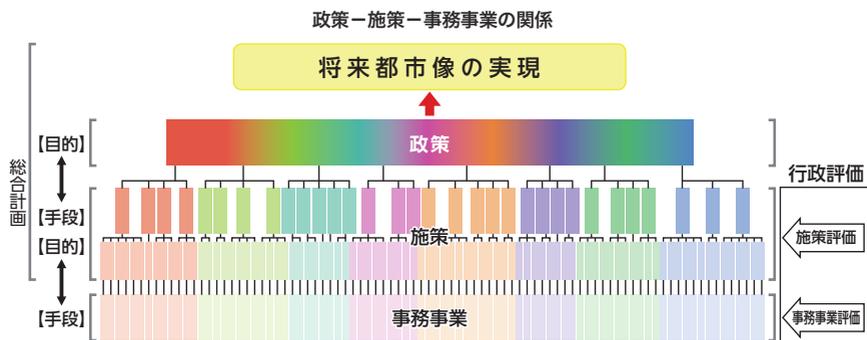
この計画に示すまちづくりの基本方針(政策)とまちづくりの基本目標(施策)、施策を実現するための具体的な活動である事務事業は、それぞれ“目的”と“手段”の関係になっています。

事務事業は、施策を達成するため本市が行う具体的な手段です。

施策は、事務事業がめざす目的であり、政策を達成するための手段でもあります。

施策を達成することにより政策が達成され、それによってめざすべき将来都市像が実現します。

資料編



本市は、めざすべき将来都市像の具体的な方向性を示した施策の評価と、目標達成のための具体的な手段である事務事業の評価に取り組みます。

行政評価は、行政サービスとして実施される施策や事務事業について、この計画の進行状況を管理するとともに、できる限り数字に表して、その評価と検証を行うものです。行政評価を活用し、行政の透明性を高め、市民と行政が目的や目標を共有することで、市民との協働の理念に基づく行政経営の実現をめざします。また、行政評価を総合計画の体系に基づいて機能させることにより、着実な計画の推進を図り、この結果を継続的に行政活動に反映させ、その状況を毎年度公表します。